

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 記紀にみえる地名の分布からみた古代貴族の生活圏について   |
| Sub Title        | The zone of life of the ancient nobles and the distribution of the place-names in Kojiki and Nihonshoki (古事記・日本書紀)  |
| Author           | 井口, 悦男(Iguchi, Etsuo)   |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 1963  |
| Jtitle           | 史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.193(305)- 212(324)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 松本芳夫先生古稀記念  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0197">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0197</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 記紀にみえる地名の分布からみた

## 古代貴族の生活圏について

井 口 悦 男

- 一 はじめに
- 二 二つの考察法について
- 三 地名分布からみた考察
- 四 地名表記法からみた考察
- 五 む す び

### 一 はじめに

この日本の島々の大半を、すでに領域としていた律令国家は、少くとも七世紀後半の天武朝には、天皇を中心に、皇族そして中央の豪族出身の官人貴族たちによる支配が、軌道にのりはじめていたと考えられる。ところで、貴族としての特権や輝かしい未来を約束されていた彼らたちは、一体、広大な支配領域のなかで、どういう部分の地域を日常の生活舞台として、この国家全体を支配していたのだろうか。いいかえれば、律令体制建設期に、都で官人として活躍して

記紀にみえる地名の分布からみた古代貴族の生活圏について

いた貴族たちの生活圏は、どの地域にわたっていたと考えたらよいのだろうか。

この問題については、書紀に、改新以来しばしば「畿内」という用例がみられ、その意味するところが、官人貴族有資格者の居住地域であるとか、支配権を確立した中央豪族たちの歴史的居住地域であるとか、朝廷の一朝事あるときの武装地域の範囲であるとか、いろいろ考えられてきていることから、<sup>(1)</sup> こういう「畿内」が、そのまま貴族の生活圏を示すものともみられそうである。そして畿内の範囲は、孝徳紀、大化二年正月甲子朔の条の、いわゆる改新詔第二条の部分に、すでに具体的に示されている。

其二曰、初脩京師、置畿内……(中略)……凡畿内、東自名張横河以来、南自紀伊兄山以来、西自赤石櫛淵以来、北自近江狭々波合坂以来、為畿内国、

しかしこのようなひろがりの畿内国が、果して、詔にいうように、改新当初から設けられていたものか、それとも実は天武朝ごろに下るものであるかは、意見のわかれるところである。<sup>(2)</sup> このことはここで論じる問題ではないのでいまはおくとしても、一方、持統紀六年六月甲戌の条に、「遣大夫謁者、詣四畿内請雨」とみえ、また田令置官田の条に、「凡畿内置官田。大和、摂津各卅町。河内、山背各廿町」とみえることなどを考えあわせると、畿内の範囲として、さきほどの四至とともに、国で示せば、大和・摂津・河内(和泉の地域を含む)・山城の四方国があげられてくるのである。

また最近、個別氏族の研究が進められることによって、各氏族の特性が判明してくるとともに、彼らの畿内の居住地域および同族の地域的ひろがり、だんだん明らかにされ、詳細に手をつけられているところである。<sup>(3)</sup> これがさらに進められ、そしてやがて総合されることによって、詳しい居住地域の分布があとづけられてくるものと期待される。

このようにみえてくると、いまさら古代貴族の生活圏の問題については、ここにとりあげるまでもないことのように思

えてきそうである。しかし、生活圏という概念について考えてみると、一般的に、生活圏＝居住地域と狭く限定してしまうことはおかしなことで、やはり、居住地域をも含んだ、それより広い、日常の行動範囲を意味する概念とみられよう。したがって、古代貴族の生活圏＝畿内と結びつけるだけですすことは、許されぬものと思うのである。この問題については、やはり別の面からの考察が必要と考えるものである。またそうすることによって、畿内の意義の一面が、さらに明らかにされるものと思うのである。私はここで、古代貴族の生活圏の復原を考えるにあたって、記紀のなかに数多くみられる地名に注目し、この地名が、その重要な手掛りを示すと考え、地名の分布を調べることによって、彼らの生活圏を復原する、ひとつの道が見出しようと思ひ、以下のような試論を提示する次第である。

#### 註

- (1) 関晃「畿内制の成立」(『山梨大学学芸部研究報告』第5号)
- (2) 例えば、関氏(前掲書)は改新当初からとみ、井上光貞氏は「律令体制の成立」岩波 日本歴史 古代3 12頁)天武朝とみている。
- (3) 例えば最近では、岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(『律令国家の基礎構造』所収)、同氏「紀氏に関する一試考」(『近畿古文化論攷』所収)があげられよう。

### 二二つの考察法について

一般に、伝承上にあらわれる地名は、単にひとつの話しの舞台の位置を示すだけのものでなく、そこに登場し活躍する英雄が、その伝承を保持する一団の人々の、生活上重要な意味を担った存在であるのと同様に、彼らの現在の生活に結びついた場所の名を示していると考えてよいと思う。恐らく、その伝承の話し手、聞き手両方ともに、日常よく知っ

記紀にみえる地名の分布からみた古代貴族の生活圏について

ている範囲から選ばれたに相違ないと思われる。いいかえれば、長い伝承過程を通じて、そこに現われた英雄や地名が、常にそのときどきの伝承保持者の生活にとって、何らかの意味をもっていたことを示しているといえよう。

このように考えることが認められるとすれば、記紀の地名が、古代貴族の生活圏を考える手掛りを提供していると思われると思う。すなわち、記紀の記事にみられる地名は、それぞれそこに登場活躍する人々と関連を持っており、しかもそういう人々のほとんどが、天皇、皇族を含めて、律令官人となった、中央豪族の祖先たちに当たっているといつてよいのである。そして、記紀は、皇室を中心とする国家の歴史をしるすという形式をとってはいるが、そこに伝承集録時の影響や、編集時の官人たちの意欲の反映が強く感じられ、天皇の権威を示すとともに、官人貴族層の現実的立場を強化する意味を大きく含んだ、祖先物語的要素が濃厚に認められるのである。したがって記紀の記事は、歴史的であると同時に、現実的意義をそれぞれ持ったものが多いとみられる。もちろん書紀の場合、天武紀以下は陳述史料とみられ、史料として一応信頼性の高いものであり、これ以前の遺物史料の性格のものとは、一般にその取扱いを異にしなければならぬが、これから問題にしようとしている地名については、以上に述べた考えかたから、遺物史料上の地名はもろんのこと、陳述史料上のそれも、その多くが、官人貴族たちの現在の生活のひろがりを示す指標となりうると思うのである。

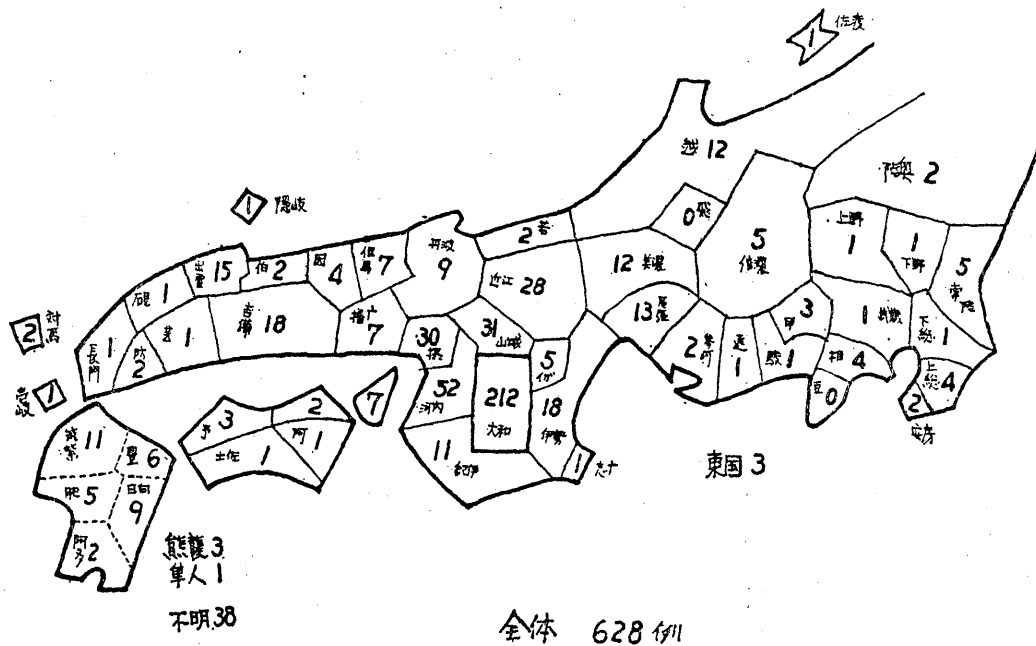
このように考えることによって、記紀の地名が、官人貴族の生活となんらかの点で結びつくものとみられるが、ここからさらに、その全体的生活圏を想定しようとするに当って、つぎの二つの方法をとることができると思う。ひとつは、記紀にみられる地名を全体から拾いあげ、その分布を地域別に求めてゆく方法である。そしてある地域内の地名がしばしば使われ、その分布数がまわりの地域と比較して、もし非常に多い地域があるとすれば、その地域は、とくに官人貴

族たちの関心を持つ地域であったことを示すとみてよかろう。こういう地域を見出し、考察を加えることによって、彼らの生活圏の想定が可能になると思うのである。もうひとつは、記紀の地名表記法に注意して、親しい表記法をとる地名の地域を求めて考えてゆく方法である。記紀の地名の表記法に注意してみると、大きく分けて、二つの表記法が認められるのである。ひとつは、A、編集時の行政区分にしたがって、たとえば「科野国之州羽海」(神代記)のように、国名をつけた表記によるものである。これは場合によっては、たとえば「近江国益須郡都賀山」(持統紀八年三月己亥条)のように、郡やあるいは村も加えているものも認められる。もうひとつは、B、国名もなにもつけずに、たとえば、「越智」(天武紀八年三月丁亥条)のように、いきなりその地名だけを表記したもの、あるいは、たとえば「菟田吉隠」(持統紀九年十月乙酉条)のように、いわゆる地方名を上に加えただけのものである。そしてA・Bを比較してみると、Bは略称とみられ、Aで示される地名よりも、人々によく知られている近辺の親しい地名の場合であることが考えられてくるのである。これらは、文章上の表記であり、地名のでてくる記事の文章上のいろいろな問題を考慮しなければならないが、そのうえでA・Bの二つの表記法のあることが認められるとすると、Bの略称の分布数の多い地域を求めることによっても、生活圏を考察する道が見出されるものと考えるのである。

この二つの方法によって記紀の地名に当たってみると、どういう具体的な結果が得られるだろうか。はじめに、記紀の地名分布数の問題から考察をすすめることとしよう。

### 三 地名分布からみた考察

記紀の地名分布状態から生活圏を考えるに当たって、まずその基礎となる、地名の検出法に触れておこう。記紀の中か

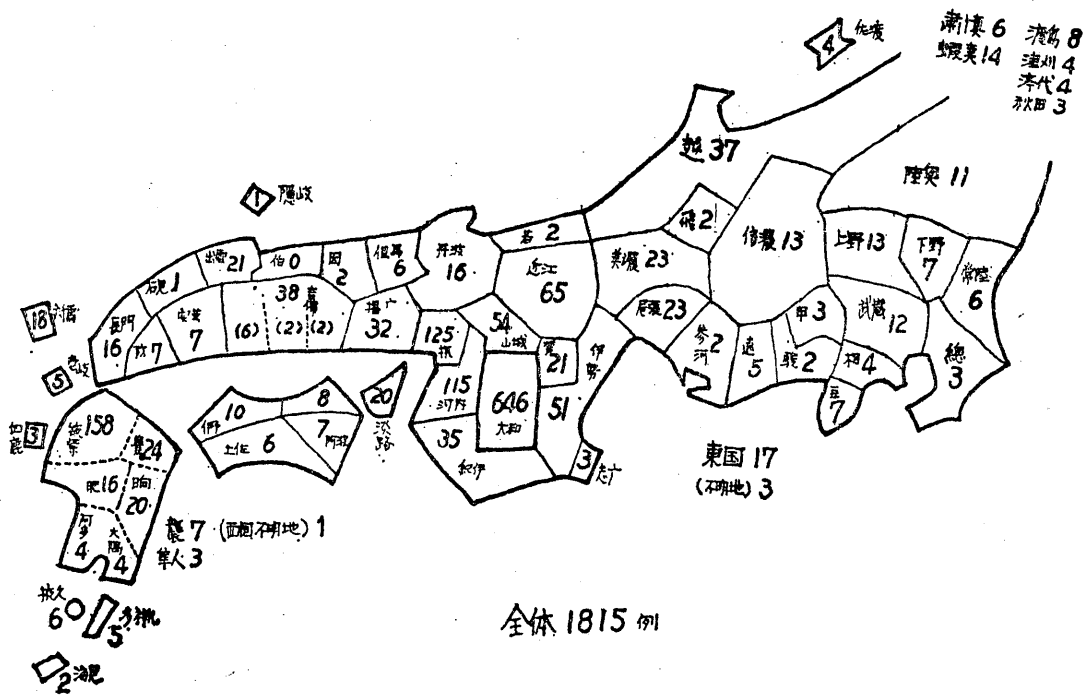


第1図 古事記の地名分布数

ら地名と明らかに認められるものを、順次検出してゆくのはいうまでもないことであるが、さらに、地名を含むとみられる、神名、氏族名、人名、官名なども、地名を示すものとみて、できるだけ加えることとした。件数のかぞえかたは、記紀にみられる地名を、いちいち機械的に算出するのではなく、記事の内容や文章の構成、前後との関連などを考え、繰り返えしや、説明のための重出とみられる場合は、それを省いたり、一括して算出することとした。<sup>(2)</sup> また書紀神代巻の場合のように、いわゆる本文の外に、異伝が並記され、両者に同じ地名があげられているときには、本文のそれだけをとり上げることとし、異伝のほうでは異伝独自の地名だけを計算にいれることとした。

こうして選り出した記紀の地名を、国別の単位でまとめて、その分布数を図示すると、第一図(古事記)および第二図(書紀)のような結果をえた。<sup>(3)</sup> これらの図に示された各国の数値の比較がまず問題になるのであるが、そのままに、地名のこの分布状態から、記紀にのせられた地名が全国にわたっていることに注目する必要がある。ここに示された範囲はとりもおさず、七世紀後半に近いころの、律令国家の領域全体を示すといつて過言ではなからう。ところで、図のなかで分

記紀にみえる地名の分布からみた古代貴族の生活圏について



第2図 日本書紀の地名分布数

布の数値の高いところを調べてみるとどうだろうか。両書とも一致して、一番高いところとして大和があげられる。地名分布数のうち約 $\frac{1}{3}$ がここに集中して、他に断然抜きんじていることが判明する。古事記では六二八例中二二二例で、三三・八%となり、書紀では一八一五例中六四六例で三五・六%となる。これに続く地域としては、大和の場合からみるとだいぶん数値は低くなるが、大和に隣接する国々が注意されよう。古事記では、河内、摂津、山城そして近江があげられる。書紀の場合も同様であるが、さらに伊勢、そして遠方の筑紫の数値が高くなっていることが注目されよう。そして両書を通じて、大和を囲む国々と、さらにその外縁の国々との間に、分布数上、格段の開きのみられることに気付く。そしてこれら分布数の多い国々の数値の、全国に対する比率を求めてみると、古事記の場合、五カ国で五六・二%となり、書紀の場合、古事記と同じ五カ国では五五・五%、伊勢を加えると五八・三%となり、筑紫も含めると、なんと全体の七割弱にあたる六七・〇%という数値がでてくる。

このような数値にもあらわれているように、記紀の地名の分布を





分が、大きな割合をしめていることであらざるを得ないのである。書紀では一二五例中七七例で、六二・一%も難波に関する  
こととなっていることが判明しており、古事記でも三〇例中一四例で四六・七%となり、高率となっている。ただ両書  
の間で、難波に関し、地名分布率に約一五%の差の生じていることが気掛りである。これは、記紀で記録された年代に  
差のあることを考慮しなければならないが、もうひとつ、その記事の内容から書紀の場合だけ、分布率の高い筑紫と関  
連しているものと、推察されるのである。それは書紀に、難波について、外交関係の記事が多くなっているためと考え  
られる。<sup>(4)</sup>さて、(五)、筑紫の場合、書紀で一五八例、八・七%と、大和に続く数値となっているのが注目されよう。この  
数値についてはどう考えたらいいのだろうか。少しく考察してみよう。筑紫が、大和からみると飛び離れている地域で  
ありながら、このような分布数を示すことは、確かにこの地方に対する貴族の関心の非常に高かったことを示している  
と思うが、瀬戸内海の西端の彼方にある筑紫が、交通不便の時代に、政治の中心地域から遠く離れていながら、貴族の  
生活圏がそこまで伸びていたことを示すとは考えにくいことである。いままでの考察では記事の内容の考察に立入らな  
かつたので、少しこれに触れながら考えるところ。しかし、筑紫の地名がどういふ記事にみられるか、いちいちその  
記事を示して述べるのは、この場合煩瑣にわたるであろうから省くとして、記事内容の傾向だけを述べるに止めるとす  
る。筑紫はいうまでもなく、北九州を中心とする地域を指し、<sup>(5)</sup>その位置から、まず大陸との第一の接触地点として注目  
される重要地域とみられ、つぎに南九州から南西諸島方面への領域拡大事業の基地ともみられ、いわゆる筑紫大宰の置  
かれるところであった。それを裏付けるように、帰化人関係とか外交関係に関する記事がここに非常に多いのである。<sup>(6)</sup>  
たとえば外交関係の記事は、朝鮮あるいは中国の使節の往来をのべたものであるが、允恭紀四十二年の新羅使来朝の記  
事をはじめとして、筑紫あるいは対馬到着を記すことからはじめて、難波への到着、そして京師入り、最後に筑紫を離

れて帰国するまで、いろいろな儀式を含めて詳しく記している場合が多いが、<sup>(4)</sup> こういう記事を多く書紀に採用していることは、この記載に大きな意味を認めていたとみられ、そこに書紀の国家正史としての性格がよくあらわれているとみ

|      | 大和   | 河内  | 摂津  | 山城  | 近江   | 伊賀   | 伊勢   | 美濃   | 尾張  | 紀伊  | 国名     |
|------|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|--------|
| I    | 646  | 115 | 125 | 54  | 65   | 21   | 51   | 23   | 23  | 35  | 書紀全体   |
| II   | 11   | 0   | 1   | 3   | 11   | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 天智紀    |
| III  | 234  | 16  | 16  | 3   | 22   | 17   | 20   | 15   | 8   | 8   | 天武～持統紀 |
| (IV) | (38) | (3) | (1) | (2) | (17) | (12) | (12) | (14) | (3) | (0) | (天武紀上) |

られよう。筑紫について、つぎに注目される記事は、近くは、斉明の朝鮮出兵にともなう筑紫行幸の記事をはじめとして、古くは、景行、日本武尊、仲哀、神功と、外征あるいは内征をとまなう巡幸物語の記事の多くみられることである。これについては、やはり、律令国家の大陸への異常な注目が、その門戸である筑紫を注目させていた結果と考える。斉明そして推古朝の朝鮮出兵のための筑紫行という近い事実がそれに拍車をかけさせ、古い物語の叙述を詳細にさせた面があるのではないかと思われる。また詳細にさせるだけ、この方面の地名が、中央の人たちに、少くとも編集時には知られていたとみられる。それに、南九州方面の領域拡大の事実も、中央の人たちに興味を起させていたのであろう。筑紫についての地名の分布数の多いことに関して、記事の分析からまだまだ考えられることもあるが、要するに、書紀に筑紫の地名分布数が多くなっていることは、難波の場合と結びつけて、大和―難波―筑紫―大陸をつなぐ、律令国家の外交というか対外関心事の強さによるものであり、また国家正史としての書紀の性格の一面をよく示すものと考えられる。したがって貴族の生活圏を示す数値とはみられないのである。最後に<sup>(6)</sup>、近江、伊勢方面に考察を進めるとしよう。この地域の数値については、伊賀、美濃を含めて、壬申の乱の反映のあることを考慮しなければならぬと思う。いま書紀の地名分布数を、(I)、書紀全体

からの数、(II)、天智紀の数、(III)、天武紀から持統紀までの数、(IV)、IIIのうち壬申の乱を述べた天武紀上の部分の数と、分けて表示してみると第一表のようである。この表で、(III)と(IV)の数を比較して、(IV)の占める割合の大きいところとなっている近江、伊賀、伊勢、美濃は、壬申の乱に関係する地名として書紀にしるされている点の非常に強いことを示し、さらに、(I)と(III)を比較し、その国についての書紀全体での地名分布数が少ないにもかかわらず(III)の占める割合の大きいところは、その国の地名が注目されたのは、壬申の乱以降とみられる傾向の強いことを示していると思われる。伊賀、美濃はその傾向がとくに強く、さらに伊勢、近江、尾張についても、他と比較して強いことが読みとれるのである。近江の場合は(II)に示されるように、さらに天智天皇の都の置かれたところであり、この影響も考える必要がある。こうして近江、伊勢方面にも地名分布数の多いところが見られるが、この数値は、大和、河内などの場合と同様のものを意味するとはみられず、生活圏としても新しく編入されてきた地域、あるいは、生活圏の周縁部のうち、注目されてきた地域とみられるのである。

やや長く述べてきたようだが、地名分布数からの考察では、大和を中心に、河内、摂津、山城の畿内といわれた範囲に古代貴族の生活圏が考えられ、近江、伊勢は新しい延長部あるいは周縁部のうち注目されてきた地域とみられるのである。

#### 註

(1) 例えば、伊勢神宮、尾張連、播磨稻日大郎姫、住吉仲皇子、十市県主、伊勢采女などの場合も、それぞれ地名を示すものとして扱った。

(2) 例えば、応神紀廿二年九月丙戌条の「天皇狩淡路嶋(中略)天皇便自淡路転以幸吉備」のような場合、地名を示す淡路が短い文章のなかに二カ所みられるが、これは算出に際し、一件とするのである。「甲午、幸吉野宮、壬寅、至自吉野」(持統紀九年

(3) 六月条) の場合も同様である。  
第一図および第二図に示した記紀にみられる地名分布の、国別の数値をここに表示すれば、つぎのようである。

| 国名 | 記  | 紀  | 国名    | 記   | 紀    |
|----|----|----|-------|-----|------|
| 肅慎 | —  | 6  | 大和    | 212 | 646  |
| 蝦夷 | —  | 14 | 河内    | 52  | 115  |
| 渡島 | —  | 8  | 摂津    | 30  | 125  |
| 津刈 | —  | 4  | 山城    | 31  | 54   |
| 淳代 | —  | 4  | 淡路    | 7   | 20   |
| 秋田 | —  | 3  | 讃岐    | 2   | 8    |
| 陸奥 | 2  | 11 | 阿波    | 1   | 7    |
| 東国 | 3  | 17 | 吉備    | 18  | 38   |
| 常陸 | 5  | 6  | (備前)  | —   | (2)  |
| 総  | —  | 3  | (備中)  | —   | (2)  |
| 下総 | 1  | —  | (備後)  | —   | (6)  |
| 上総 | 4  | —  | 伯耆    | 2   | 0    |
| 安房 | 2  | —  | 出雲    | 15  | 21   |
| 上野 | 1  | 13 | 隠岐    | 1   | 1    |
| 下野 | 1  | 7  | 石見    | 1   | 1    |
| 武蔵 | 1  | 12 | 安芸    | 1   | 7    |
| 相模 | 4  | 4  | 伊予    | 3   | 10   |
| 伊豆 | 0  | 7  | 土佐    | 1   | 6    |
| 甲斐 | 3  | 3  | 周防    | 2   | 7    |
| 駿河 | 1  | 2  | 長門    | 1   | 16   |
| 遠江 | 1  | 5  | 筑紫    | 11  | 158  |
| 信濃 | 5  | 13 | 豊     | 6   | 24   |
| 参河 | 2  | 2  | 肥     | 5   | 16   |
| 飛驒 | 0  | 2  | 日向    | 9   | 20   |
| 越  | 12 | 37 | 壱岐    | 1   | 5    |
| 佐渡 | 1  | 4  | 対馬    | 2   | 18   |
| 尾張 | 13 | 23 | 襲(熊襲) | 3   | 7    |
| 美濃 | 12 | 23 | 隼人    | 1   | 3    |
| 伊勢 | 18 | 51 | 阿多    | 2   | 4    |
| 志摩 | 1  | 3  | 大隅    | —   | 4    |
| 伊賀 | 5  | 21 | 血鹿    | —   | 3    |
| 近江 | 28 | 65 | 多藪    | —   | 5    |
| 若狭 | 2  | 2  | 掖久    | —   | 6    |
| 丹波 | 9  | 16 | 海見    | —   | 2    |
| 但馬 | 7  | 6  | 東国不明地 | —   | 3    |
| 因幡 | 4  | 2  | 西国不明地 | —   | 1    |
| 播磨 | 7  | 32 | 不明地   | 38  | —    |
| 伊紀 | 11 | 35 | 計     | 628 | 1815 |

(4) 例えば、推古紀十六年の条にみられる、唐使斐世清来朝の記事をその代表的記事とするほか、欽明紀から天武紀に至る間に、朝鮮の使節の来朝の記事が多く、これに關連する、筑紫、難波、大和、河内の地名が記される場合が多い。

(5) 筑紫の九州で示す範囲の変遷については、最近では、志文正和「九州諸国の成立—造籍を論拠として—」(『芸林』13—5)にくわしい。

(6) 一例として、天武紀から持統紀に至る間の筑紫に関する地名をあげた記事のうち、帰化人・外交関係の割合を示めれば、44例中34例という数値が出てくる。

#### 四 地名表記法からみた考察

記紀の地名の表記法に、A、国名を入れたものと、B、それを略したと考えられるものとの、二通りの表記法がみられることを、はじめに述べたが、まずその例を示すこととしよう。ここでは仁徳紀の場合の地名を例として列記してみるが、つぎの第二表にみられる通りである。この表では、純粹の地名を中心に、参考になる範囲で人名に含まれたような地名も加えることにした。そして、文章の関係でその地名の位置を示す表記が間をおいている場合は……で、また文章の前後の事情で省略されたと考えられる地名表記は、実際の表記の上に、( ) で入れることとした。

第 2 表

| 2 年              | 元年     | 仁徳即位前紀                                       |             |
|------------------|--------|--|-------------|
| △日向髪長媛           |        | 倭屯田及屯倉<br>淡路之海人                              | A           |
| △住吉仲皇子<br>△大草香皇子 | 難波…高津宮 | 菟道<br>考羅濟<br>那羅山<br>菟道宮<br>難波<br>菟道山         | B           |
| 〔河内〕             | 〔撰津〕   | 〔山城〕<br>〔山城〕<br>〔大和〕<br>〔山城〕<br>〔山城〕<br>〔山城〕 | 比定される<br>国名 |

△印は参考として記入  
←印は B ではあるが A とみられる  
こと意味する。

| 35年  | 30 年  | 16年      | 14 年  | 13 年               | 12年  | 11 年                     |
|------|---|----------|---|--------------------|------|--------------------------|
|      | 紀国：熊野岬<br>山背河<br>(倭) 那羅山<br>(倭) 葛城<br>山背：筒城岡南<br>(山背) 筒城宮 | △播磨国造祖連待 |   |                    |      | 武蔵人強頸、河内人茨田連衫子<br>山背国栗隈県 |
|      |   |          | 上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊浦四処郊原<br>石河<br>感玖<br>丹比邑<br>小橋<br>猪甘津 |                    |      | 強頸断間、衫子断間<br>茨田堤         |
| ↑筒城宮 | 難波濟(葉濟)<br>大津   | 桑田       |   | 茨田屯倉<br>和珥池<br>横野堤 |      |                          |
| (山城) | (撰津)  | (丹波)     | (河内)  | (河内)               | (河内) | (河内)                     |

| 62年          | 60年     | 55年    | 53年       | 50年      | 43年                    | 41年    | 40年                          | 38年           | 37年   |
|--------------|---------|--------|-----------|----------|------------------------|--------|------------------------------|---------------|-------|
| 遠江国司奏…大井河    |         |        | △上毛野君祖竹葉瀬 | 河内人奏…茨田堤 |                        |        | △近江山君稚守<br>(伊勢) 廬杵河<br>伊勢蔭代野 | 安芸淳田          |       |
| 闘 難波津<br>鷄 津 | 荒陵松林之南道 | * 伊寺水門 |           |          | 依網屯倉阿弭古<br>百舌鳥野<br>鷹甘邑 | △石川綿織首 | 菟田…素珥山<br>玉代                 | 猪名梟佐伯部<br>菟餓野 | ↑ 那羅山 |
| [大和]         | [撰津]    | [?]    |           |          | [撰津]<br>[河内]<br>[河内]   | [河内]   | [大和]<br>[大和?]                | [撰津]<br>[撰津]  | [大和]  |

\* 註(多照)

記紀にみえる地名の分布からみた古代貴族の生活圏について



|     |   |        |      |
|-----|---|--------|------|
| 65年 | 飛驒国：宿儼<br><br>河内石津原<br>(河内) 百舌鳥耳原<br>吉備中国川島河派<br>(吉備中国) 県守淵 |        |      |
| 68年 |   | ↑百舌鳥野陵 | 〔河内〕 |

この表を検討することによって、つぎのようなことが気付かれよう。すなわち、国名のある地名表記のところ（以下これをAと略称）は、国名のない地名表記のところ（以下これをBと略称）に比べると、大和を中心に見るとき、それが遠隔の地名の場合であることが多く、これに対し、Bは先ほどの考察で、地名分布数の多かった大和周辺の地名である場合がほとんどであることに気付くのである。<sup>(1)</sup>この差異はなにに由来し、なにを示しているのだろうか。Bの場合は、国名あるいはこれに類似する広い地域を示す地方名を冠して説明しなくても、Aの場合に比べて狭い地域の称呼である特殊な地方名を冠するだけで、あるいはなんの説明もない直接の地名だけで、その場所が判明するような、一般によく知られた近隣の地名の場合であったからとみられないだろうか。これに比べるとAの場合は、その地名の場所を説明するのに、国名あるいはこれに類似した広い地域を示す表記を冠することが必要であり、こういう説明を入れることによって、その地名の場所が判明するというような、あまりよく知られていない、やや遠隔の地方の地名の場合であったとみられないだろうか。たとえば、前の表中に示した茨田堤、茨田屯倉は、古事記の場合も「又役秦人作茨田堤及茨田三宅」（仁徳記）とあって、両書ともに国名をそこにに入れてないが、これについては、わざわざ河内国とか茨田郡とか説明

を加えなくても、難波に近い比較的知られた地名であったので、省略された表記法で記述されたと考えられよう。これに対し、「掘大溝於山背栗隈県以潤田」（仁徳紀十年条）「於吉備中国川嶋河派、有大虬令苦人」（同紀六十七年条）の場合の例で、「山背栗隈県」「吉備中国川嶋河」という表記をしているのは、この表記にいささか公文書的表現というか、形式ばった表記法で記述されている点も、考慮されねばならぬが、「栗隈県」「川嶋河」の位置の説明として、「山背」「吉備中国」を加えている点は、「茨田堤」という工合には知られていないこと、すなわち、「山背」「吉備中国」とあることによつてようやくその地名の位置が知られるということが考えられるのである。こうして、Bの略称の表記法をとる地域は、記紀の背後にひかえる官人貴族たちあるいはそれを代表する、少くとも記紀の記述者たちの間で、よく場所を承知する範囲、すなわち生活圏内の地域であったからこそ、こうした表記法がとられたものと考えられてくるのである。さらに天武紀に、「奉幣於居紀伊国国県神、飛鳥四社、住吉大神」（朱鳥元年七月癸卯条）と、A・Bの表記法の一文に並記される例がみられるが、この記述から、飛鳥、住吉の神については、その位置をわざわざ説明するまでもなく、Bの表記で充分知られている神であることを示しているのに対し、国懸神については、Aの表記をする必要のあった、すなわち、前の二神ほどには中央に知られていない神であったことを、物語っているとみられないだろうか。とすれば、表記法の差の意味する点がよくあらわれているとみられ、ここから、大和、摂津の地域に比べて、紀伊が、貴族の生活圏としての結びつきに差異のあったことが、感じとれるものと思うのである。

このようにしてB表記のいわゆる略称を、一般に親称と考えることが認められるとすれば、そういう表記の地域のひろがりを求め、さらにその地域に関する地名表記のうち、B表記の占める割合の大きいところが、官人貴族たちのよく知っている地域、生活圏内であったとの想定が可能となる。そこでいま、古事記の地名に例をとって考えてみると、

古事記による

第 3 表

|   | 大和  | 河内 | 摂津 | 山城 | 近江 | 伊勢 | 美濃 | 越 | 国名        |
|---|-----|----|----|----|----|----|----|---|-----------|
| ① | 176 | 42 | 25 | 27 | 19 | 10 | 6  | 6 | *地名分布数    |
| ② | 156 | 32 | 25 | 8  | 7  | 4  | 2  | 1 | *そのうちB表記数 |

\* 割註の分は省略。したがって第一図の数とは一致しない(註2)

つぎの第三表にみられるような数値となるのである。ここにあげた国はB表記のみられる範囲の国で、①の欄には地名分布数をあげ、②の欄には、そのうちのB表記の地名数をあげた。<sup>(2)</sup>

この表によって、略称で記される範囲が、全国からみると非常に限られていること、先ほどの仁徳紀の地名表にみられたように、大和周辺の国々の場合となっており、前に考察した、地名分布数の多い国に限られていることに気付かれるのである。さらにもうひとつ、ここにあらわれてきた数値にのみ依存するのは、あるいは速断にすぎるかもしれないが、大和、河内、摂津に限って、B表記の割合が非常に高くなっていること、いかえれば、この三国が、他の地域と様子を異にし、地名表記のほとんどが、国名を入れない表記法をとっていることが判明するのである。

こうして、地名表記法の二つのタイプに注意し、略称とみられる表記で記された地名の分布を調べることにしてもまた、前項で考察したことが認められるといえよう。大和、河内、摂津、山城、そして近江、伊勢方面にB表記が分布していることは、それが貴族の生活圏のひろがり暗示しているものと思われるのである。そしてさらに、その国々のなかで、大和を中心として河内、摂津の範囲が古代貴族の生活圏として一つのまとまりを持った、第一の地域を形成していたと考えられてくるのである。

註

(1) B表記のなかには、この場合本文に直接関係がないので触れなかったが、もうひとつの性格を示すものが含まれていると思う。

それは「伊寺水門」のような場合である。これは蝦夷の叛乱を鎮圧に赴いた、上毛野君田道が敗死した場所の地名として出ているのであるが、この場所を示す表示はなにもみられない。ただ蝦夷地と想像されるだけであり、一応、その音から比定して、石巻ではないかといわれているが確かではない。しかし表記法としては、Bであり、「茨田堤」という場合と同様である。このような例を少しあげてみると、いずれも蝦夷に関係する地名であるが、「竹水門」(景行紀四十年条)「肉入籠」(後方羊蹄) (斉明紀五年条) などがある。これらについては、単に地名だけが伝えられていた非常に遠隔の地名であると考えられる。恐らく伝承者も、記述者も、その場所が正確にどこであるか、知らないような地名ではなかったのではあるまいか。ただその音だけが伝わっていたに過ぎない地名と考えられる。したがってB表記には、近隣の地名をいう場合と、このような、その場所も定かでないような地名の表記の場合もあることが考えられるのである。

(2) ここで、氏祖系譜を示す割註の部分から考えられる地名の数を省いたのは、ここに列記された氏族名が、その場所の不明の氏族が多いことと、列記されたため、省略法が使われていると思われること、また氏族名という特殊なものであることなどを考えたからである。

## 五　む　す　び

以上を要約してみるとつぎのようになる。

記紀のなかに散見する地名の分布を調べてみると、その分布は、全国におよばされているが、なかでも大和を中心に、その周辺である河内、摂津、山城、そして近江、伊勢の国々の範囲に、ほぼ集中していることが認められるのである。また、地名の表記法から眺めて、よく知っている地名に使用されたとみられる、国名を省略した形の表記法で記される地域の分布を調べてみると、やはり同様の地域に、ほぼ限られて分布していることが認められるのである。ここに、地名分布の面からみた記紀のひとつの特色が見出されたと思うが、これはひいては、記紀の史料上の地域性を示すといっ

てよからう。

そして、このような地域内に地名分布が集中していることは、この地域が、少くとも記紀の編集時に近いころ、いいかえれば、壬申の乱後の天武あるいは持統朝ごろの、貴族たちの関心のとくに高い地域の範囲を示すものと考えられ、この範囲が、彼らの生活舞台となっていた地域であり、それはとりもなおさず、彼らの生活圏とみられるのである。この地域のひろがり、以上の地名分布の考察により、畿内といわれた特別区域の範囲と、ほぼ一致することが判明してきたが、このことから畿内が、大和を中心に、たがいに切り放すことできない貴族たちの生活圏として、この国家の重要な根拠地となる地域であったことを示しているとみられるのである。

以上でこの小考を閉じるとしよう。ふりかえってみると、云いたらない面も多かったようであり、ここでは地名分布の数値的考察による点が大きな位置をしめ、とかく史料の内容の分析による考察が、裏にかくれてしまった嫌いがみられたと思う。これからは、さらに数値表の不備を補うとともに、記事の分析を深めることによって、この基礎的考察の裏付けをより完全なものに高めてゆきたいと思うし、また、続日本紀以下の六国史の地名分布を調べることによって、貴族の生活圏の変化、拡大の様子をあとずけてみたいとも思っている次第である。